

議案第9号

港区立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例について

母子生活支援施設において母子一体型ショートケア事業を実施するため、当該事業の実施に係る規定を整備します。

1 背景・課題

子どもの健全な成長や発達には、保護者との良好な親子関係が不可欠であり、虐待をはじめとする養育上の問題がある家庭に対して、子どもと親が相互の肯定的つながりを主体的に築いていけるよう、家族の状況等に合わせた親子関係の修復や再構築を支援する必要があります。

区においても、一時保護所から児童が家庭復帰をする際、親子関係を回復できず、一時保護所に再入所するケースや、夫婦間の問題により、子どもと一緒に配偶者から一時的に距離を置いて夫婦関係を考えたいというケースなどがあります。

こうした状況を踏まえ、様々な課題を抱える家庭が安全に安心して生活できるよう、虐待等の予防、親子や夫婦関係の再構築に向けた支援を充実するため、母子生活支援施設を活用した母子一体型ショートケア事業を実施します。

2 条例改正の内容

- (1) 母子生活支援施設で行う事業に「母子一体型ショートケア事業」を追加します。
- (2) 母子一体型ショートケア事業の実施に関する必要な規定を整備します。
- (3) 母子一体型ショートケア事業の用に供する室数を区規則で定めることとします。

3 母子一体型ショートケア事業の主な内容

母子生活支援施設の居室を活用し、家庭の状況や課題に応じた多様な形で関係修復や再構築を支援します。

(1) 対象

児童相談所に一時保護されている子どもとその母親
育児疲れ、精神的な不安や夫婦間の問題がある母親とその子ども 等

(2) 支援内容

子ども家庭支援センター、児童相談所や母子生活支援施設が連携して短

期の支援計画を作成し、親の養育行動と親子関係の改善に向け複合施設の機能を生かした以下のような相談支援等を行います。

ア 居室内での親子関係を見守りながら、家事や育児を支援します。

イ 母親からの相談対応、カウンセリング等心理的なケアを行います。

ウ 母子の状況に応じて子どもの保育等や子どもからの相談対応、心理的なケアを行います。

(3) 支援期間

原則、7日間以内とします。ただし、継続支援の必要性がある場合は、最大1か月まで延長を可能とします（原則、利用回数は1回のみ）。

4 施行期日

令和8年4月1日

港区立母子生活支援施設条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者の相談その他の援助を行うため、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十条第三項の規定に基づき港区立母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(事業)</p> <p>第三条 母子生活支援施設は、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった保</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者の相談その他の援助を行うため、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十五条第三項の規定に基づき港区立母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(事業)</p> <p>第三条 母子生活支援施設は、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>一～四 (略)</p>

護者及びその者の監護すべき児童の支援（第九条の三及び第十条第二項において「母子一体型ショートケア事業」という。）に関すること。

六（略）

（中略）

（妊産婦等生活援助事業の実施）

第九条の二（略）

（母子一体型ショートケア事業の実施）

第九条の三 母子一体型ショートケア事業は、第三条第五号に規定する保護者及びその者の監護すべき児童を母子生活支援施設に入所させることにより実施するものとする。

2 母子一体型ショートケア事業の用に供する室数は、区規則で定める。

（禁止行為）

第十条（略）

2 入所者等並びに妊産婦等生活援助事業及び母子一体型ショートケア事業を利用している者（以下この条、次条及び第十八条第一項第二号において「利用者」という。）は、入所者等及び利用者以外の者を同居させてはならない。

五（略）

（中略）

（妊産婦等生活援助事業の実施）

第九条の二（略）

（禁止行為）

第十条（略）

2 入所者等及び妊産婦等生活援助事業を利用している者（以下この条、次条及び第十八条第一項第二号において「利用者」という。）は、入所者等及び利用者以外の者を同居させてはならない。

3
(略)

(後略)

付則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

3
(略)

(後略)